

上勝町交流促進事業行政視察委託業務
仕様書

令和7年10月
上勝町

1 委託業務名

上勝町交流促進事業行政視察委託業務

2 目的

上勝町（以下「本町」という。）と全国各地域との円滑な交流を促進することを目的としている。

3 業務委託期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

4 業務内容

本業務における業務内容については、以下のとおりとする。

なお、各年度の対応数は200件とする。

- (1) 視察希望者の申込受付
- (2) 視察内容、日程、対応者、会場の調整
 - ① 視察の目的を十分に聞き取りし、視察内容の提案を行う。
 - ② 町内での食事、宿泊等が出来るような行程での調整を務める。
 - ③ オンラインでの視察に対応し、接続方法等柔軟に対応すること。
- (3) 資料の作成
- (4) 視察当日の案内
- (5) 関係者へ視察予定の連絡
- (6) その他交流促進に係わること

5 成果品の納入

本業務における成果品及び資料は次のとおりとする。

- (1) 視察者集計表（月別集計、地域別集計、目的別集計） 1部
- (2) 交流状況写真 1部
- (3) その他交流促進報告 1部

成果品は、毎年度事業終了後すみやかに本町に対して提出するものとし、検収後といえども調査機関の指示があった場合、必要に応じて受託者は直ちに責任を持って補足、その他適切な処置を無償で行うこと。

6 業務委託料の支払い

委託料の支払いは単年度ごとの実績によるものとする。また、当該年度の視察件数が、200件より20%以上の増減がある場合には、委託料の変更について両方で協議し決定する。

7 視察料の徴収

受託者は、視察者から1名につき2,500円（税込み）を上限として視察料金を徴収することができる。

8 その他実施条件

- (1) 本仕様書に記載のない事項については、双方協議により定めるものとする。
- (2) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた時は、双方協議して定める。その他、必要事項についても同様とする。
- (3) 当該業務について、担当職員と連絡を密にし、依頼があれば速やかに応じること。
- (4) 受託者は、本業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本業務の履行にあたる受託者の使用人も同様の義務を負い、この違反について受託者はその責を免れない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。